

入 札 公 告

下記のとおり入札に付します。

記

1 入札に付する事項

- (1) 件名 : 政府備蓄米の買戻し条件付売渡し
- (2) 対象米穀 : 別紙1の「政府備蓄米の買戻し条件付売渡し対象米穀一覧表」（以下「対象米穀一覧表」という。）による。
- (3) 入札数量の上限数量 : 農林水産省農産局長が入札参加者別に設定する数量。
この数量は、各受託事業体が入札に付す政府備蓄米の買戻し条件付売渡しに係るすべての対象米穀に対する入札数量の上限である。
- (4) 申込数量の制限 : 入札書に記載する申込数量は、対象米穀一覧表の各整理番号の提示数量を超えてはならない。
対象米穀一覧表の提示数量が30トン未満の整理番号については、入札書に記載する申込数量を、当該整理番号の提示数量の全量とする。
- (5) 入札方法 : 入札は、消費税及び地方消費税相当額を含まない、容器包装代込みの玄米60キログラム当たりの価格及び数量（トン）により行うものとする。
初度の申込みに係る入札において落札残が生じる場合は、落札残について入札を行う。
入札は、政府所有米麦情報管理システム（以下「米麦システム」という。）の機能を用いて実施する。
- (6) 引取期限 : 令和7年5月末日（ただし、同日が引渡場所となっている倉庫業者の休日に当たるときは、その前営業日とする。）

2 入札に参加する者

政府備蓄米の買戻し条件付売渡し要領（令和7年2月14日付け6農産第4375号農産局長通知）第2の3により、入札に参加する者の要件を満たすことを農林水産省農産局長から通知を受けている者（以下「入札参加者」という。）。

3 入札関係書類の掲載ウェブサイト及び期間

(1) 掲載ウェブサイト

入札書の様式は、受託事業者、年産によって整理番号等が異なるので注意すること。

① NX商事株式会社 物流商品・機器部 掲載ウェブサイト

<https://www.nx-shoji.com/service/goods/rice/>

② 農林水産省農産局のウェブサイト（政府備蓄米の買戻し条件付売渡しについて）

https://www.maff.go.jp/j/seisan/syoryu/bichiku_hambai.html

(2) 期間：令和7年3月19日（水）から令和7年3月26日（水）まで

4 入札説明会

入札参加者を対象に、農林水産省農産政策部貿易業務課（以下「貿易業務課」という。）との共催で入札説明会を行う。

(1) 参加申込期限： 令和7年3月21日（金）10：00

(2) 申込方法： 下記の申込先メールアドレスに、法人名、出席者の所属、役職及び氏名並びに連絡先（メールアドレス及び電話番号）を記載した電子メールを送信すること。

メールの件名は「令和7年3月21日入札説明会参加申込み（〇〇）」とすること。

注：「（〇〇）」には、法人の略称を記入。

申込先メールアドレス：shikakushinsatou※maff.go.jp

（送信の際は※を@に置き換える。）

(3) 入札説明会開催日時：令和7年3月21日（金）16：00～

(4) 開催方法等：WEB会議（Microsoft Teams）により開催する。

参加者は、貿易業務課から送信するWEB会議用のURLにより参加する。

5 入札書の提出方法等

(1) 提出先

提出先メールアドレス：shikakushinsatou※maff.go.jp

（送信の際は※を@に置き換える。）

(2) 入札書等受付締切日時

① 初度の申込み

令和7年3月26日（水）10時00分必着

② ①の落札残がある場合の申込み

令和7年3月27日（木）14時00分必着

③ ②の落札残がある場合の申込み

令和7年3月28日（金）14時00分必着

※ ①又は②の入札の進行状況により、時間を変更する場合がある。変更する場合は、貿易業務課から、入札参加者に連絡する。

(3) 入札書の作成方法

入札書は、別紙2の入札書（注）により、受託事業体別、年産別に作成すること。

※注：入札書の電子ファイルは、貿易業務課から入札参加者に提供する。

入札を希望する整理番号の申込数量（トン単位）、申込単価（円/玄米60kg当たり）を入力すること。

入札を希望しない整理番号の申込数量欄及び申込単価欄は空欄とし、「0」（ゼロ）を含めて何も入力しないこと。

入札の様式は、行及び列の加除、整理番号の変更又は削除をはじめ、様式の変更を行わないこと。

入札書のファイル名は、「受託事業体：○年産：○度：入札参加者（略称）」とすること。（例：「○○食糧：6年産：初度：○○米穀」）

(4) 入札書の提出方法

入札書を添付した電子メールを、(1)の提出先メールアドレスに、(2)の入札書等受付締切日時までに送信すること。

提出先メールアドレスに電子メールを受信後、貿易業務課から入札参加者に入札書を受領した旨を返信する。（一定の時間が経過しても返信がない場合は、貿易業務課に問い合わせていただきたい。（夜間、休日を除く。））

返信メール送信後の入札書の変更、再提出は認めない。

また、入札書を添付した電子メールが複数回送信された場合は、最も早く到着した電子メールを有効とする。

6 入札（開札）を執行する日時

(1) 日時：令和7年3月26日（水）～令和7年3月28日（金）

(2) 入札は、米麦システムの機能を用いて実施する。

7 入札の無効又は取消し

(1) 本公告に示した入札参加者でない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札書は、代表者名等が記載されたものとし、申込数量にトン未満の端数を付した入札並びに申込単価に円未満の端数を付した入札は、無効とする。

(3) 同一の整理番号に対し、入札者が2通り以上の意思表示をした際は、当該申込を無効とする。

(4) 入札公告後において、品質上の理由等により、入札に付された対象米穀が正品でない可能性があることを確認したときは、1の(2)の対象米穀からの取消し又は当該

米穀に対する入札を取り消すことがある。

(5) その他この入札に関する制限に違反する入札は無効とする。

8 落札者の決定方法

次の方法により落札者として決定する。

- (1) 入札参加者から提出のあった入札書において、整理番号ごとに最低販売価格を上回る札のうち、最も高価の札から販売予定数量に達するまでの札を入れた入札参加者を落札者として決定する。
- (2) 落札となる同価の札を入れた入札参加者が2以上ある場合は、入札数量の多い者を先順位の落札者として決定する。
- (3) 最後の順位となる落札者が2以上ある場合は、入札参加者又は入札事務に関係のない農林水産省職員にくじを引かせて落札者を決定する。
- (4) (1)から(3)までの場合において、最後の順位の落札者の入札数量が他の落札者の入札数量と合計して販売予定数量を超える場合は、その超える数量については落札がないものとする。
- (5) 落札残に係る入札においては、入札参加者が入札書に記載した各整理番号の申込数量から、当該整理番号に係る落札数量を差し引いた数量を申込数量とする。

9 契約書の作成

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

10 契約情報の公開

当該入札に係る契約者及び当該契約者に係る契約数量について、農林水産省のホームページに掲載することにより公開するものとする。

11 同意事項

- (1) 在庫倉庫における在姿での引渡しとする。
- (2) 引渡数量は、対象米穀一覧表の備考欄に記載した数量となる。
- (3) 引取期限（令和7年5月末日）までに、売買契約数量の全量引取りが行われないなどの契約不履行があった場合は、
 - ① 不履行が判明した時点で次回の入札に参加できないこと。
 - ② 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知。以下「基本要領」という。）の規定に基づく国内産米穀の買入契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「売渡申込資格」という。）を停止又は取消す場合があること。

12 その他

- (1) 落札者が契約を締結しないときは、基本要領に基づき売渡申込資格を停止する場合がある。
- (2) 2の「入札に参加する者」については、農林水産省職員が確認を行い、要件を満たさないことが確認されたときは、基本要領に基づき売渡申込資格を停止する場合がある。
- (3) 本公告に記載なき事項は、入札説明書による。

令和7年3月19日

所在地：東京都港区海岸1-14-22

受託事業体名：NXグループ

NX商事株式会社

物流商品・機器部

担当：白木

電話：03-6734-8048

【別紙1】

政府備蓄米の買戻し条件付き売渡し対象米穀一覧表

受託事業体： NXグループ

整理番号	保管倉庫の所在地	種類	年産	産地	品種	等級	包装	数量 (トン)	数量 (Kg)
15201	宮城県	水稲うるち玄米	令和5年産	山形県	はえぬき	2等	フレコン 1,080	420	420,120
15202	山形県	水稲うるち玄米	令和5年産	山形県	はえぬき	2等	フレコン 1,080	1,069	1,069,200
15203	山形県	水稲うるち玄米	令和5年産	山形県	はえぬき	2等	フレコン 1,080	1,047	1,046,520
15204	山形県	水稲うるち玄米	令和5年産	山形県	はえぬき	1等	紙袋 30	306	306,090
15205	山形県	水稲うるち玄米	令和5年産	山形県	はえぬき	2等	フレコン 1,080	1,578	1,577,880
15206	山形県	水稲うるち玄米	令和5年産	山形県	はえぬき	2等	紙袋 30	1,177	1,177,350
15207	山形県	水稲うるち玄米	令和5年産	山形県	はえぬき	2等	紙袋 30	1,824	1,823,760
15208	山形県	水稲うるち玄米	令和5年産	山形県	はえぬき	2等	フレコン 1,080	751	750,600

【別紙1】

政府備蓄米の買戻し条件付き売渡し対象米穀一覧表

受託事業体： NXグループ

整理番号	保管倉庫 の所在地	種類	年産	産地	品種	等級	包装	数量 (トン)	数量 (Kg)
16201	青森県	水稲うるち玄米	令和6年産	青森県	はれわたり	1等	フレコン 1,080	255	254,880
16202	青森県	水稲うるち玄米	令和6年産	青森県	はれわたり	2等	フレコン 1,080	3	3,240
16203	岩手県	水稲うるち玄米	令和6年産	岩手県	銀河のしずく	1等	紙袋 30	264	264,090
16204	岩手県	水稲うるち玄米	令和6年産	岩手県	ひとめぼれ	1等	フレコン 1,080	220	220,320
16205	岩手県	水稲うるち玄米	令和6年産	岩手県	ひとめぼれ	2等	フレコン 1,080	44	44,280
16206	岩手県	水稲うるち玄米	令和6年産	岩手県	銀河のしずく	1等	紙袋 30	205	205,380
16207	秋田県	水稲うるち玄米	令和6年産	秋田県	ひとめぼれ	1等	フレコン 1,020	342	341,700
16208	秋田県	水稲うるち玄米	令和6年産	秋田県	ひとめぼれ	2等	フレコン 1,020	2	2,040
16209	秋田県	水稲うるち玄米	令和6年産	秋田県	あきたこまち	1等	フレコン 1,020	594	593,640
16210	秋田県	水稲うるち玄米	令和6年産	秋田県	めんこいな	1等	フレコン 1,020	427	427,380
16211	秋田県	水稲うるち玄米	令和6年産	秋田県	ゆめおぼこ	1等	フレコン 1,020	751	750,720
16212	秋田県	水稲うるち玄米	令和6年産	秋田県	めんこいな	1等	フレコン 1,020	411	411,060
16213	秋田県	水稲うるち玄米	令和6年産	秋田県	めんこいな	2等	フレコン 1,020	19	19,380
16214	秋田県	水稲うるち玄米	令和6年産	秋田県	めんこいな	3等	フレコン 1,020	13	13,260
16215	秋田県	水稲うるち玄米	令和6年産	秋田県	めんこいな	1等	フレコン 1,020	224	224,400
16216	秋田県	水稲うるち玄米	令和6年産	秋田県	めんこいな	2等	フレコン 1,020	35	34,680
16217	秋田県	水稲うるち玄米	令和6年産	秋田県	あきたこまち	1等	紙袋 30	362	362,100
16218	秋田県	水稲うるち玄米	令和6年産	秋田県	あきたこまち	2等	紙袋 30	1	1,410
16219	秋田県	水稲うるち玄米	令和6年産	秋田県	あきたこまち	3等	紙袋 30	4	4,200
16220	秋田県	水稲うるち玄米	令和6年産	秋田県	ひとめぼれ	1等	フレコン 1,020	817	817,020
16221	秋田県	水稲うるち玄米	令和6年産	秋田県	ひとめぼれ	2等	フレコン 1,020	3	3,060
16222	秋田県	水稲うるち玄米	令和6年産	秋田県	ひとめぼれ	1等	紙袋 30	533	533,460
16223	秋田県	水稲うるち玄米	令和6年産	秋田県	ひとめぼれ	2等	紙袋 30	57	56,670
16224	秋田県	水稲うるち玄米	令和6年産	秋田県	めんこいな	1等	フレコン 1,020	1,163	1,162,800
16225	秋田県	水稲うるち玄米	令和6年産	秋田県	めんこいな	1等	紙袋 30	996	996,300
16226	秋田県	水稲うるち玄米	令和6年産	秋田県	めんこいな	2等	紙袋 30	24	24,270
16227	秋田県	水稲うるち玄米	令和6年産	秋田県	めんこいな	3等	紙袋 30	3	2,910
16228	山形県	水稲うるち玄米	令和6年産	山形県	はえぬき	1等	紙袋 30	1,541	1,541,160
16229	山形県	水稲うるち玄米	令和6年産	山形県	はえぬき	1等	フレコン 1,080	1,458	1,458,000
16230	山形県	水稲うるち玄米	令和6年産	山形県	はえぬき	1等	フレコン 1,080	1,896	1,896,480
16231	山形県	水稲うるち玄米	令和6年産	山形県	はえぬき	1等	フレコン 1,080	943	942,840
16232	山形県	水稲うるち玄米	令和6年産	山形県	はえぬき	1等	フレコン 1,080	518	518,400
16233	山形県	水稲うるち玄米	令和6年産	山形県	はえぬき	2等	フレコン 1,080	27	27,000
16234	山形県	水稲うるち玄米	令和6年産	山形県	はえぬき	1等	紙袋 30	399	399,000
16235	山形県	水稲うるち玄米	令和6年産	山形県	はえぬき	2等	紙袋 30	16	16,080

【別紙 2】

令和 年 月 日

N X グループ

代表者 N X 商事株式会社 物流商品・機器部殿

住 所：

商号又は名称又は氏名：

代 表 者 氏 名：

政府備蓄米の買戻し条件付売渡し入札書（〇回）

（令和 5 年産）

下記のとおり買受けを希望するので、提出します。

記

整理番号	申込数量（トン）	申込単価（円／玄米60kg）
15201		
15202		
15203		
15204		
15205		
15206		
15207		
15208		

【別紙 2】

令和 年 月 日

N X グループ

代表者 N X 商事株式会社 物流商品・機器部殿

住 所：

商号又は名称又は氏名：

代 表 者 氏 名：

政府備蓄米の買戻し条件付売渡し入札書（〇回）

（令和 6 年産）

下記のとおり買受けを希望するので、提出します。

記

整理番号	申込数量（トン）	申込単価（円／玄米60kg）
16201		
16202		
16203		
16204		
16205		
16206		
16207		
16208		
16209		
16210		
16211		
16212		
16213		
16214		
16215		
16216		
16217		
16218		
16219		
16220		
16221		
16222		
16223		
16224		

整理番号	申込数量 (トン)	申込単価 (円/玄米60kg)
16225		
16226		
16227		
16228		
16229		
16230		
16231		
16232		
16233		
16234		
16235		

入札説明書

この入札説明書は、政府備蓄米の買戻し条件付売渡しに係る入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）に、入札を行うため必要な事項について説明するものである。

1 入札参加者の心得

- (1) 入札参加者は、あらかじめ、入札公告、この入札説明書、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号）、「政府備蓄米の買戻し条件付売渡し要領」（令和7年2月14日付け6農産第4375号。以下「条件付売渡し要領」という。）及び契約書案の条項を熟覧の上、参加しなければならないものとし、これらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者は、代理人をして参加させるときは、その委任状を入札執行者に対して提出させなければならない。
- (3) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、同一の入札において他の入札参加者の代理をすることができない。
- (4) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、入札書等受付締切日時を過ぎたときは、応札することができない。
- (5) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

2 入札書の記載等

- (1) 入札書は、別紙2の書式により作成し申請者の氏名を表記し応札しなければならない。
- (2) 入札書には、数字は算用数字により入力するものとする。
- (3) 代表者欄には、入札参加要件審査の申請の際に用いた代表者の氏名を記入すること。なお、代理人をして応札させる場合は、代理人の氏名を記入すること。
- (4) 代理人による応札の場合は、入札書に競争参加者本人の氏名、名称等の表示とともに代理人であることの表示及び代理人の氏名等を記載するものとする。
- (5) 入札書（別紙2）の申込数量は、別紙1の「政府備蓄米の買戻し条件付売渡し対象米穀一覧表」（以下「対象米穀一覧表」という。）に記載する各整理番号の提示数量の範囲内で、買い受けを申し込む数量をトンの単位で記載（入力）することし、トン未満の端数を付してはならない。

また、提示数量が30トン未満の整理番号については、申込数量を当該整理番号の提示数量の全量とすること。
- (6) 入札書（別紙2）の申込単価は、消費税及び地方消費税相当額を含まない容器包装込みの玄米60キログラム当たりの金額を円の単位で記載（入力）するものとし、円未満の金額を付してはならない。

なお、販売代金の支払に当たっては、落札単価に数量を乗じた価格に消費税相当額を加算した金額を支払うものとする。

- (7) 落札残が生じる場合は、これを対象として入札を行うこととし、入札は3回（初回を含む。）まで行う。

上記の入札（初回から3回まで）については、入札公告5の(2)の①の初度の申込みの際に、1通の電子メールにすべての入札書（初回から3回まで）を添付して、一括して入札書を提出するものとする。

初回から3回までの入札においては、それぞれ同じ整理番号に申し込むこととし、入札回によって申し込む整理番号を変更してはならない。ただし、申し込む整理番号を減じることは可とする（その後の入札において、減じた整理番号に再び申し込むことは不可）。

また、各整理番号の申込数量を増減させてはならない。

- (8) (7)の入札を行ってもなお落札残が生じる場合は、さらに3回入札（4回から6回まで）を行う。

上記の落札残に係る入札（4回から6回まで）については、入札公告5の(2)の②の落札残がある場合の申込みの際に、1通の電子メールにすべての入札書（4回から6回まで）を添付して、一括して入札書を提出するものとする。

上記の落札残に係る入札（4回から6回まで）においては、それぞれ同じ整理番号に申し込むこととし、入札回によって申し込む整理番号を変更してはならない。ただし、申し込む整理番号を減じることは可とする（その後の入札において、減じた整理番号に再び申し込むことは不可）。

また、各整理番号の申込数量を増減させてはならない。

- (9) (8)の落札残に係る入札（4回から6回まで）を行ってもなお落札残が生じる場合は、さらに3回入札（7回から9回まで）を行う。

上記の落札残に係る入札（7回から9回まで）については、入札公告5の(2)の③の落札残がある場合の申込みの際に、1通の電子メールにすべての入札書（7回から9回まで）を添付して、一括して入札書を提出するものとする。

上記の落札残に係る入札（7回から9回まで）の入札においては、それぞれ同じ整理番号に申し込むこととし、入札回によって申し込む整理番号を変更してはならない。ただし、申し込む整理番号を減じることは可とする（その後の入札において、減じた整理番号に再び申し込むことは不可）。

また、各整理番号の申込数量を増減させてはならない。

- (10) 提出済みの入札書の引換え、変更又は取消しはできない。

3 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (3) 入札参加者は、契約数量等の入札に関する情報を農林水産省が公表するまで、第三者に対して開示することのないよう、また、入札価格等の農林水産省が公表する以上

の入札に関する情報を第三者に対して開示することのないよう努めるものとする。

4 入札参加者の無効

次に該当する入札は無効とする。

- (1) 各受託事業体が入札に付す政府備蓄米の買戻し条件付売渡しに係る対象米穀に対する入札数量の合計が、入札公告の1の(3)の農林水産省農産局長が入札参加数者別に設定する上限数量を超える者のすべての入札
- (2) 落札残に係る入札において、これまで落札した数量と落札残に係る申込数量の合計が上限数量を超えた場合の当該落札残に係る入札
- (3) 対象米穀一覧表の提示数量が30トン未満の整理番号の入札において、提示数量の全量を申込数量としない入札
- (4) 入札書の様式を変更した入札
- (5) 競争に参加する要件を満たしていない者がした入札
- (6) 買受申込みに際し、虚偽の申告をした者がした入札
- (7) 委任状を提出していない代理人のした入札
- (8) 入札者の記名のない入札
- (9) 入札価格を訂正した入札
- (10) 入札価格に円未満の数を付した入札
- (11) 入札書が所定の記載方法によらない入札
- (12) 整理番号別の提示数量を超えて入札した者の当該整理番号に対する入札
- (13) 入札の対象とされる数量及び金額に係る記載が不鮮明又は不明確な入札
- (14) 他人の代理を兼ねた又は2人以上の代理をした入札
- (15) 入札者が2通り以上の意思表示をした際の当該入札
- (16) 入札に制限を設けた場合に、その制限に反して入札をした者の入札
- (17) 入札公告5の(4)以外の電信、電報及びファクシミリによる入札
- (18) 公正な手段によらない入札
- (19) 前号までに掲げるもののほか、この説明書に定める条件に違反した入札

5 落札結果の通知

- (1) 落札の結果は、入札参加者に対し、入札執行日の最終日の翌日までに原則として入札要件審査の申請書に記載してある連絡先等に連絡を行う。
- (2) 落札の決定が遅れる等により、結果の連絡ができない場合は、別途連絡する。

6 契約の締結

- (1) 落札した入札参加者は、令和7年4月15日（火）までに契約書に記名押印の上、契約を締結しなければならない。
- (2) 落札した入札参加者は、契約締結後、速やかに、農林水産省農産局長（農林水産省農産政策部企画課）に、条件付売渡し要領第5の1に基づく計画書を提出しなければならない。

7 入札に関する問い合わせ先

〒105-8338 東京都港区海岸 1-14-22

NXグループ

NX商事株式会社 物流商品・機器部

担当 白木

電話 03-6734-8048

FAX 03-6734-8039

令和7年3月19日

政府所有米穀取扱い契約書

〇〇〇〇〇（以下「甲」という）と政府所有米穀の販売等業務の受託事業者であるNXグループ 代表者 NX商事株式会社（以下「乙」という）は、乙が取扱う政府所有米穀（以下「政府米」という）の取扱いについて下記のとおり契約する（以下「本契約」という）。

第1条（目的）

乙は、政府との間で締結した「政府所有米穀の販売等委託契約」および政府が定めた「政府所有米穀の販売業務仕様書」にもとづき、政府が所有する米穀の販売等に関する業務について、政府から販売等の業務代行の委託を受けている。

本取扱い契約は、政府と乙の委託内容に基づき、乙が甲に引渡しする政府米の取扱い事項を定めるものであり、甲乙間で別途取り決める個々の受渡条件、その他別途定める事項を除き、甲乙間の取引に共通して適用されるものとする。

第2条（契約の締結）

甲は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第29条に規定する政府米の買受資格者とし、乙は政府米の販売等業務の受託事業者とする。甲又は乙がそれぞれの要件を喪失した場合以降の取引はできないものとする。

2 甲は、政府米買受の決定後、直ちに乙との間で本契約を締結する。

第3条（目的物および取引条件）

乙が甲に売り渡す政府米の種類、用途、年産、数量、単価及び金額は、次のとおりとする。

引渡詳細は【別紙1】の政府備蓄米の買戻し条件付き売渡し米穀一覧表となる。

- 1 種類： 水稲うるち玄米
- 2 用途： 主食用
- 3 年産： 令和〇年産
- 4 数量： 〇〇〇〇トン
- 5 単価： 〇〇〇円/玄米 60kg（消費税および地方消費税別）
上記金額には消費税および地方税は含まれておりません。
消費税率が改正された場合には、新税率を適用して消費税および地方消費税を計算した対価の額と合わせて支払う。
- 6 引渡日 期限： 令和 7 年〇月〇〇日（ただし、同日が引渡場所となっている倉庫業者等の休日にあたるときは、その前の前営業日とする。）
- 7 引渡数量： 引渡数量は、保管時に管理している量目に基づく発倉庫出荷数量最終とする。
- 8 品質： 引渡時最終時点とする。
- 9 上記金額には消費税および地方税は含まれていません。
消費税率が改正された場合には、新税率を適用して消費税および地方消費税を計算した対価の額と合わせて支払う。

第4条（買受代金の支払い）

買受代金の支払いは、前納制を原則として、乙は請求書を甲に届け、甲はこれに基づき乙

- の口座に振込みにて支払う。
- 振込手数料は甲の負担とする。

第5条（政府米の引渡し）

- 乙は、買受代金を政府に納付し、政府が引渡しを承認後、政府から指示がある引渡倉庫において甲に引渡すものとする。
- 乙は、政府から通知される引渡通知書に記載されている引渡期限を甲に連絡し、甲は乙が発行する荷渡指図書をもって引渡日に政府米を引き取るものとする。
 - 引取りに要する運送料は甲の負担とする。
 - 引渡（所有権移転）後の保管料及び出庫料に関しては、引渡倉庫と協議の上、引渡倉庫へ支払うものとする。

第6条（引渡現品の管理）

甲は、乙から引渡しを受けた政府米については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び食品衛生に関する都道府県条例を遵守し、汚損、カビ、鼠害等が発生しない環境で保管・管理しなければならない。

第7条（異常時の対応）

- 甲は、乙から買い受けた政府米及び当該政府米を原料とする製品が食品衛生法の規定に違反し、又はそのおそれがあることが明らかとなった場合は、直ちに次の対応を行うものとし、農産局長又は乙がその他必要な指示を行ったときは、これに従うものとする。
- 当該製品所在地の管轄保健所に通報し、その指示に従いつつ、当該製品の使用中止及び出荷停止を行うとともに、乙を通じて速やかに農産局長に報告する。
 - 当該製品の販売先、販売数量等について、乙を通じて速やかに農産局長に報告する。

第8条（所有権の移転と危険負担）

- 政府米の所有権は、政府が指定する引渡倉庫での引渡しをもって、政府から甲に移転する。
- 甲乙双方の責に帰しえない事由により政府米の全部又は一部が滅失、毀損又は変質したときは、双方協議の上この解決にあたるものとする。

第9条（契約の内容に適合しない現品の交換）

- 甲は、乙から買い受けた政府米（加工を行う前のものに限る。）から本契約に適合しないものを発見した場合は、直ちにその使用を中止し、速やかに乙に連絡する。
- 乙は、甲から前項の連絡を受けた場合は、甲と協議を行い、甲が契約の内容に適合しない政府米の交換を求めた場合は、食料安定供給特別会計物品管理官の承認を得て、その政府米と同等の政府米を甲に引き渡すものとする。
 - 前項の引渡しの場合において、政府米について、甲が買い受けた日から一ヶ月以上経過した場合又は引渡しした政府米に本契約の内容に適合しないものがあるときであって、その不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものである場合は同等同量の政府米との引渡しの対象としない。
ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。
 - 第2項の場合において、甲は契約の内容に適合しない政府米を乙に返還する。
また、乙は、引渡し及び返還に当たって、甲が乙による運送を求めた場合は、あらかじめ

農産局長の承認を得て、運送するものとする。

第10条（催告による契約の解除）

乙は、甲が本契約に基づく義務を履行しない場合において、乙が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がない場合は、本契約の全部又は一部の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における本契約に基づく義務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微である場合は、この限りではない。

第11条（催告によらない契約の解除等）

甲又は乙は、不可抗力その他自らの責めに帰し得ない事由により本契約に基づく義務の全部又は一部の履行が困難となった場合は、農産局長の承認を得て、本契約の全部又は一部の解除をすることができる。

- 2 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく、農産局長の承認を得て、政府米の売買契約の全部又は一部の解除をすることができる。
 - 一 甲が、本契約に基づく義務を履行せず、又は履行する見込みがないと乙が認めたとき。
 - 二 農産局長が、甲の政府米の買受資格を取り消したとき。
 - 三 本契約に基づく義務の全部又は履行が不能であるとき。
 - 四 第1号に定めるもののほか、甲が本契約に基づく義務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 五 本契約に基づく義務の一部の履行が不能である場合又は甲がその義務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - 六 本契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ本契約をした目的を達することができない場合において、甲が履行をしないでその時期を経過した場合。
 - 七 前各号に定めるもののほか、甲が本契約に基づく義務の履行をせず、乙が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 3 本契約に基づく義務の不履行が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前条又は前項の規定により契約の全部又は一部の解除をすることができない。
- 4 乙は、前条、第1項若しくは第2項、第12、第13条又は15条第2項の規定により契約が解除された場合は、当該契約に係る政府米の買受代金を甲に返還し、甲は、当該契約の全部又は一部に係る政府米を乙に返還する。

第12条（属性要件に関する契約解除）

乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約を解除することができる。

- 一 団体の役員等（代表者、理事その他の経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

第13条（行為要件に基づく契約解除）

乙は、甲が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

第14条（表明確約）

甲は、第12条各号及び前条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 甲は、前2条各号のいずれかに該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を乙から買う受ける政府米の加工等に係る再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人又は受任者が本契約に関して個別に契約する場合の当該契約（以下「再請負契約等」という。）の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

第15条（再請負契約等に関する契約解除）

甲は、契約後に乙から買い受ける政府米の加工等に係る再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 乙は、甲が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、農産局長の承認を得て、本契約を解除することができる。

第16条（違約金）

- 2 甲は、第10条、第11条2項の各号、第12条、第13条又は前条第2項により契約の全部又は一部が解除したときは、本契約の売渡単価に当該解除に係る政府米の数量を乗じて得た金額に100分の10を乗じて得た額を違約金として、乙に納付しなければならない。

第17条（違約金の支払い期限）

甲は、前条の違約金を、乙が指定する期日まで支払わなければならない。

第18条（損害賠償）

甲が、本契約に基づく義務の履行をしない場合又は本契約に基づく義務の履行が不能である場合であって、これにより乙に損害を及ぼしたときには、乙の認定する損害額を賠償しなければならない。ただし、甲が善良なる管理者の注意を怠らなかったことを立証した場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定により損害を賠償しなければならない場合において、甲は次のいずれかに該当するときには、本契約に基づく義務の履行に代わる乙の認定する損害額を賠償しなければならない。
 - 一 本契約に基づく義務の履行が不能であるとき。
 - 二 甲が本契約に基づく義務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 本契約が解除され、又は本契約に基づく義務の不履行による本契約の解除権が発生したとき。

第19条（責任の免除）

乙は、次の場合において、甲が損害を被ることがあってもその責めを負わない。

- 一 天災地変その他甲の責めに帰し得ない事由によって当該契約に係る政府米の引渡しが遅延又は不能となったとき。
- 二 売買契約の全部又は一部の解除をしたとき。
- 三 引き渡した政府米に本契約の内容に適合しないものがある場合であって、その不適合の発生の原因が甲の責めに帰し得ないとき。

第20条（帳簿等の整理等）

甲は、本約定に係る米穀を区分して管理し、その受払状況について、台帳を整備しなければならない。

- 2 甲は、甲の販売先との間で、本約定に係る米穀を区分して管理し、その受払状況について、台帳を整備させるとともに、当該米穀の精米の販売状況について別添様式により、報告を求めることについて約定しなければならない。

第21条（調査・報告）

甲は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号。以下「食糧法」という。）第52条及び米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号。以下「米トレーサビリティー法」という。）第10条に基づく報告徴求及び立入検査のほか、地方農政局の職員による適正流通確保のための立入検査に協力し、農産局長又は乙から業務又は資産の状況に関して質問を受け、帳簿書類その他物件の調査を受け、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求められたときは、これに協力する。

- 2 甲は、乙の求めがあった場合には、本契約により買い受けた政府米の取引先との売買契約書その他取引関係が明らかになる書類を乙に提出する。
- 3 甲は、甲の販売先との間で、本契約により買い受けた政府米について、甲の販売先は、原則として玄米により販売を行わないこととし、精米により小売事業者等の実需者へ販売することについて約定しなければならない。ただし、甲の販売先がとう精能力を有する小売事業者等の実需者に販売する場合や給食等も提供する事業者販売する場合には、玄米により販売を行うことができる。
- 4 甲は、甲の販売先との間で、食糧法第52条及び米トレーサビリティー法第10条に基づく報告徴求及び立入検査のほか、地方農政局の職員による適正な流通の確保のための立入検査に協力し、農産局長から業務又は資産の状況に関して質問を受け、帳簿書類その他の物件の調査を受け、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求められたときは、これに

協力することについて約定しなければならない。

- 5 甲は、甲との契約先との間で、本契約により買い受けた米穀を委託して加工を行う場合にあっては、その委託先と加工契約を締結し、本契約により買い受けた政府米について廃棄を行う場合にあっては、当該米穀を当該廃棄に関して受領する者と契約を締結し、その契約の内容として、当該委託先又は当該者は、食糧法第 52 条及び米トレーサビリティ法第 10 条に基づく報告徴求及び立入検査のほか、地方農政局の職員による適正流通確保のための立入検査に協力し、農産局長から業務又は資産の状況に関して質問を受け、帳簿書類その他の物件の調査を受け、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求められたときは、これに協力することについて約定しなければならない。
- 6 前項の場合において、甲は、委託先又は当該者が政府米の加工、再調製又は廃棄（以下「加工等」という。）について他者と契約を締結するときは、委託先又は当該者に前項と同様の約定をするようにさせなければならない。以降の加工等に関する契約についても、同様とする。

第 2 2 条（業務委託の禁止）

甲は、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号 総合食料局長通知）第 4 章の I の第 2 の 5 により政府米の買受資格の停止若しくは取消しを受けている者又はこれに相当する者として農産局長が認めた者に対し、農産局長が必要と認める期間、本契約により買い受けた米穀の賃借その他の処分及び当該米穀に係るとう精、再調製その他の業務の委託を行わない。

第 2 3 条（法令遵守）

甲及び乙は、本契約及びこれらに付随する合意の遂行に際し、国内外の関連法律、条例、規則等を遵守する。

第 2 4 条（甲に係る制限）

甲は、政府が売渡しを行った政府備蓄米と同等同量の国内産米穀（農産局長が定める産年の米穀に限る。）について、農産局長が定める期日までに政府に対する売渡しを行うこととし、当該売渡しに係る契約を政府と締結する。

- 2 甲は、前項の農産局長が定める期日について農産局長に対して協議を行うことができる。

第 2 5 条（合意管轄）

甲及び乙は、本契約に関する裁判上の紛争について、東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

第 2 6 条（協議解決）

本契約に定めのない事項、又は本契約の解釈上疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満に解決するものとする。

本契約の成立の証として本書2通を作成し、甲・乙記名捺印の上、各1通保有する。

2025年●●月●●日

甲

乙 東京都港区海岸1-14-22
NXグループ
代表者 NX商事株式会社
代表取締役社長 青木 進

別添様式

政府備蓄米の買戻し条件付売渡しの販売数量等報告書

年 月 日

(買受資格者名) 宛

住 所：
商号又は名称：
代表者氏名：

1. 政府備蓄米の買戻し条件付売渡しの買受実績

買受年月日	産年	産地	品種	等級	包装	買受数量 (玄米トン)	金額 (円(税抜き価格))
(合計)						0	0

(記載要領)
 ※1 表1及び2については、表1の産年、産地、品種ごとに作成すること。
 ※2 表2の販売数量欄は、買い受けた当該米穀を販売した数量を、隔週ごと(月曜～翌週の日曜日まで(例; 3/31~4/13))に取りまとめ、直ちに報告すること。
 ※3 買い受けた産年、産地、品種が複数の場合は、表1及び2を追加すること。また、表2の販売先欄が足りない場合は、適宜行を追加し、販売数量の隔週欄が足りない場合は、適宜列を追加して記入すること。
 ※4 買受数量欄は玄米トン、販売予定数量欄及び販売数量欄は突トン単位(少数第1位は四捨五入)、販売金額欄は円単位(税抜き価格)で記入すること。
 ※5 報告に際しては、原則として電子ファイルをメールで送付すること。なお、ファイル名は「条件付売渡しの販売数量等報告書(商号又は名称)」とすること。

2. 政府備蓄米の買戻し条件付売渡しの販売実績

事業者区分	販売先(事業者名)	所在地 (地番除く)	等級	包装	種類	販売予定数量 (突トン)	販売金額 (円(税抜き価格))
(合計)						0	-

販売数量(合計)								
(突トン)	〇/〇 ~ 〇/〇							
0								
0								
0								
0								
0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 事業者区分欄は、ブルダウンリスト(中食・外食事業者、小売事業者)のいずれかを選択すること。
 ※ 種類欄は、ブルダウンリスト(精米、玄米)のいずれかを選択すること。

1. 政府備蓄米の買戻し条件付売渡しの買受実績

買受年月日	産年	産地	品種	等級	包装	買受数量 (玄米トン)	金額 (円(税抜き価格))
(合計)						0	0

2. 政府備蓄米の買戻し条件付売渡しの販売実績

事業者区分	販売先(事業者名)	所在地 (地番除く)	等級	包装	種類	販売予定数量 (突トン)	販売金額 (円(税抜き価格))
(合計)						0	-

販売数量(合計)								
(突トン)	〇/〇 ~ 〇/〇							
0								
0								
0								
0								
0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 事業者区分欄は、ブルダウンリスト(中食・外食事業者、小売事業者)のいずれかを選択すること。
 ※ 種類欄は、ブルダウンリスト(精米、玄米)のいずれかを選択すること。